

誓約書

私は、「東温市新型コロナウイルス感染症対策中小零細企業応援給付金（第2弾）（以下「応援給付金」という。）」の交付を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、申請書類に記載された情報を国、愛媛県、東温市、警察、税務機関に提供することについて同意します。

記

1 当該申請に関して

- (1) 申請内容は事実と相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、応援給付金の返還及び加算金の支払いに応じるとともに、事業者名等の情報を公表されることに同意します。
- (2) 「松山市新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮等協力金」（令和3年8～9月）の対象者ではありません。
- (3) 「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う月次支援金」の令和3年6～9月分を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しません。また、本日以降に当該期間に係る月次支援金を受給した場合は、応援給付金を返還します。
- (4) 東温市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (5) 愛媛県や東温市の感染防止対策に協力するとともに、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止に努めます。

2 暴力団排除に関して

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、応援給付金の交付の申請から応援給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しません。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和 年 月 日

東温市長 加藤 章 様

法人所在地（個人事業主の場合は事業主の住所）

法人名

代表者職・氏名

※ 法人代表者又は個人事業主本人が自署してください。